

消防団坂本方面隊辞令交付式及び全体訓練を実施

4月23日（日）、グリーンパークさかもとで市消防団坂本方面隊辞令交付式及び全体訓練が実施されました。

まず、訓練に入る前に、発生から1年が経過した熊本地震で犠牲となられた多くの方々に、哀悼の意を表すため、黙とうが捧げられました。

開会后、団員への辞令交付、各種表彰の伝達及び小型ポンプ連結訓練が行われました。

団員はこの訓練で、団員として必要な知識、技術を習得するとともに、住民の生命、財産の確保という崇高な使命を再確認し、防火に対する誓いを新たにしました。

表彰・辞令者は下記のとおりです。（敬称略）

【表彰】

消防庁長官 永年勤続功労章

第3分団 泉 惣一

日本消防協会会長表彰 勤続章

第4分団 木本 伸一

第4分団 上村 眞司

第7分団 中山 成一

熊本県知事表彰 永年勤続功労章

第1分団 森 信一郎

第2分団 山本 稔彦

第4分団 平野 和臣

第4分団 湯本 篤紀

第6分団 生嶋 弘生

第6分団 亀田 重明

第6分団 川口 孝生

第8分団 中川 昭則

熊本県消防協会会長表彰 功績章

第1分団 田中 良一

第1分団 山下 尚人

第1分団 丸山 秀和

第1分団 橋本 正博

第2分団 桑原 淳司

第4分団 松岡 明

第9分団 松坂 孝男

熊本県消防協会会長表彰 勤績章

本部分団 井本 了介

本部分団 坂井 繁文

第4分団 石坂 裕樹

第6分団 亀田 洋

第7分団 山田 康宏

【辞令】

幹部

副隊長 宮川 信也

指導員 宮本 光治郎

分団長

本部分団 松本 祐介

第1分団 田中 俊郎

第6分団 松村 利治

第7分団 村上 誠一

第9分団 杉永 秀文

副分団長

本部分団 井本 了介

第1分団 山本 健之

第6分団 立本 勝久

第7分団 山本 英樹

部長

本部分団 中津 充弘

第6分団 生嶋 弘生

第6分団 亀田 洋

第7分団 岩本 幸治

第9分団 北森 公裕

班長

本部分団 宮本 裕二

第1分団 馬場 忠光

第1分団 松寺 真吾

第7分団 宮崎 誠治

第8分団 鬼塚 裕樹

第9分団 今村 和之

第9分団 中野 惣一郎

第9分団 石村 武司

第9分団 杉永 和隆

新入団員

第7分団 酒井 大輔



消防団は市町村が設置する消防組織で、消防署とともに火災や災害から地域を守るという大切な役割を担っています。消防団は一般市民の有志で組織され、団員は会社勤めや自営業など通常はそれぞれの職業に従事されていますが、いざという時は消防署と同じように火災現場や災害現場に出動し消火活動や災害対応に当たります。坂本町内には、現在、限定活動消防団員を含め207名の消防団員が所属し、日々の訓練や火災予防啓発活動を行っています。

IP電話サービスについて（お知らせ）

現在、ケーブルテレビに加入されている全てのご家庭にIP電話専用の通信機器（ターミナルアダプタ）を設置し、校区内における通話を無料でできるサービスを提供しています。

これまで、ターミナルアダプタが故障した際には、新品と交換するなどの対応をしてきました。

しかし、ケーブルテレビ事業の開始から、10年以上が経過し、メーカーでは坂本地区で利用可能なターミナルアダプタの製造、販売を終了し、修理も交換もできなくなりました。

そのため、今後、**ターミナルアダプタが故障してしまった場合**、IP電話サービスにつきましては、順次、サービスを終了させていただくことになりました。ご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。なお、電話機のみ故障の場合は、他の電話機に交換されると利用可能です。

少しでも長くお使いいただくため、落雷が予想される際には機器の電源を抜くなどの対応をよろしくお願いいたします。



<ターミナルアダプター>

《問い合わせ》

情報政策課 ☎ 33-4103



<ターミナルアダプターと電話機>

★★★市税等の納期について★★★

6月30日（金）納期限のものは

- 市県民税 1期
- 国民健康保険税 3期
- 介護保険料 3期
- 簡易水道使用料 6月分（5月使用分）

です。

※納付にお困りの場合は、お早めにご相談ください。

※納期限が土曜日、日曜日にあたる場合は、次の月曜日になります。

市税等の納付には、便利で確実な口座振替をおすすめします。

《問い合わせ》

地域振興課 市民サービス係

☎ 45-2212



★★消防団員募集★★

18歳以上で、市内に居住か勤務している方であれば、女性・学生問わず入団できます。

消防団の活動はいろいろです。火災はいつ発生するかわかりません。また、応急手当はいつ必要になるかわかりません。住民の安全と安心を守るという重要な役割をもっています。

興味をお持ちの方は、お問い合わせください。

《問い合わせ》 地域振興課 総務振興係

☎ 45-2211

～行政相談のお知らせ～

とき：平成29年6月20日（火）

時間：午前10時～午後3時

場所：坂本支所 2階会議室

行政相談委員：森上 幸久 氏

《問い合わせ》

地域振興課 市民サービス係

☎ 45-2212

毎月11日は『人権を確かめ合う日』です。